

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第395号)

平成17年8月19日

横情審答申第395号
平成17年8月19日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年4月10日道緑土第7号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「霧が丘長津田線が事実上管理引継ぎをされた時に作成された文書一式（伺いも含む）（14年度道管155及び確認書を除く）」及び「霧が丘長津田線が事実上の供用開始（一般の交通の用に供される）ことに伴って作成された文書一式（伺いも含む）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「霧が丘長津田線が事実上管理引継ぎをされた時に作成された文書一式（伺いも含む）（14年度道管155及び確認書を除く）」及び「霧が丘長津田線が事実上の供用開始（一般の交通の用に供される）ことに伴って作成された文書一式（伺いも含む）」を不存在のため非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定した上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「霧が丘長津田線が事実上管理引継ぎをされた時に作成された文書一式（伺いも含む）（14年度道管155及び確認書を除く）」（以下「文書1」という。）及び「霧が丘長津田線が事実上の供用開始（一般の交通の用に供される）ことに伴って作成された文書一式（伺いも含む）」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年12月27日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 文書1について

長津田特定土地区画整理事業区域内の都市計画道路霧が丘長津田線（以下「霧が丘長津田線」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき平成14年10月16日から横浜市が管理をしており、このときの管理引継関係文書については、平成14年12月2日に異議申立人（以下「申立人」という。）に開示している。開示請求書にある「事実上管理引継ぎ」とは、道路法に基づき横浜市が管理する以前に実態として管理を引き継いでいる状態を指していると考えられるが、霧が丘長津田線については道路法に基づく管理引継ぎ以前に横浜市が管理した事実はないため、文書1は作成し、又は取得しておらず保有していない。

(2) 文書2について

霧が丘長津田線の事実上の供用開始については、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）が所轄警察と協議の上、自らの管理の下に行ったものである。この供用開始に伴う通知文書は、公団から横浜市に対して提出されていないため、文書2は作成し、又は取得しておらず保有していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 横浜市は、予定どおり管理引継ぎは行ったが、それは暫定的（表面）管理であって正規の管理ではないので引継図書は作成していないとするのか、正規の管理引継ぎは行ったが引継文書を作成する必要がないので作成していないとするのか、改めて正確な回答を求める。
- (2) 申立人が意味する「事実上の管理引継ぎ」とは、横浜市の文書である14年度道路局管理課文書番号第155号の伺い及び「横浜国際港都建設事業長津田特定土地区画整理事業における都市計画道路霧が丘長津田線の管理の引継に関する確認書」（以下「確認書」という。）に示されている管理引継ぎである。したがって、非開示理由で言う「道路法に基づき、平成14年10月16日から横浜市が管理」という管理と同一である。申立人がこの文書を求めていることは、開示請求の際に14年度道路局管理課文書番号第155号の伺い及び確認書を示して伝えているので、実施機関が請求趣旨を取り違えることなどない。万一、申立人の請求趣旨が不明であったのならば申立人に問い返すべきである。
- (3) 実施機関が、平成14年12月2日に申立人に開示した文書は、確認書のみであり、引継文書そのものは開示されていない（確認書は引継文書とは言えない。）。
- (4) 都市計画道路佐江戸北山田線（大圃地区）も当該道路と同じ実態管理の状態にあり、道路局都筑土木事務所（当時。現在は、都筑区都筑土木事務所）は、この実態管理に係る文書を作成している。当該道路についても同様の引継文書が作成されるべきである。港北ニュータウン区域内の土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第11条に規定されている引継図書を開示すべきである。
- (5) 道路の構造及び占用物等の資料は、道路管理を行う上で不可欠なものであるから、これら図書は必ず存在するはずである。

- (6) 確認書第3条第2項には「引継にあたり、公団は、道路、照明、大型案内標示板、街路樹及び橋梁等の横浜市が必要とする台帳等を作成し、横浜市へ引き渡すものとする。」と規定されている。したがって、これら図書は存在するはずである。
- (7) 霧が丘長津田線は、平成13年6月13日に供用開始がなされている。申立人は、この際の文書を求めている。
- (8) 供用開始を行う主体は、横浜市であり公団ではない。神奈川県警も、事実上の供用開始についても横浜市が日程を決めて横浜市から神奈川県警へ知らせるべきと説明している。したがって、横浜市の非開示理由は事実と反するものである。
- (9) 事実上の供用開始に伴う通知文は、もともと公団から横浜市へ提出されるまでもなく、横浜市が自ら作成している。そのことは、平成13年5月17日の霧が丘長津田線の開通の記者発表資料が存在していることにより明らかである。この記者発表資料も供用開始に係わる文書の一つであり、このように文書は作成されているのであり横浜市の主張は事実と反する。

5 審査会の判断

(1) 長津田特定土地区画整理事業について

長津田特定土地区画整理事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、土地区画整理事業に係る宅地造成工事も公団が施行している。事業区域内の霧が丘長津田線の整備も当該事業に含まれており、公団が実施している。

(2) 霧が丘長津田線の状況経緯について

当審査会が確認した長津田特定土地区画整理事業区域内の霧が丘長津田線の主な状況経緯等は次のとおりである。

平成13年5月17日 横浜市は、霧が丘長津田線の開通を記者発表

平成13年6月13日 霧が丘長津田線開通

平成14年9月11日 横浜市は公団と確認書を取り交わす。

平成14年10月15日 横浜市は、霧が丘長津田線の道路認定及び区域決定を告示する。

平成14年10月16日 霧が丘長津田線の管理が、公団から横浜市へ引き継がれる。

平成14年12月13日 申立人は、本件請求を行う。

平成17年1月16日 長津田特定土地区画整理事業の換地処分が公告される。

平成17年1月17日 霧が丘長津田線の用地が横浜市に帰属する。

当審査会は、本件請求がなされた平成14年12月13日を基準時として判断する。

(3) 本件申立文書について

ア 文書 1 について

申立人は、開示請求書に「事実上管理引継ぎをされた時」と記載し、異議申立書において平成 14 年 10 月 16 日の管理引継ぎが事実上の管理引継ぎと同意である趣旨の記載をしていることから、文書 1 は、長津田特定土地区画整理事業区域内の霧が丘長津田線の管理が平成 14 年 10 月 16 日に公団から横浜市に引き継がれたときに作成された文書であると解される。

イ 文書 2 について

申立人は、開示請求書に「事実上の供用開始」と記載し、異議申立書において平成 13 年 6 月 13 日の開通を事実上の供用開始と同意として記載していることから、文書 2 は、平成 13 年 6 月 13 日の長津田特定土地区画整理事業区域内の霧が丘長津田線の開通に伴って作成された文書であると解される。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、非開示理由説明書において、霧が丘長津田線については道路法に基づく管理引継ぎ以前に横浜市が管理した事実はないため文書 1 は保有しておらず、また、霧が丘長津田線の実事上の供用開始に伴う公団からの通知文書は、横浜市に提出されていないため文書 2 は保有していないと説明している。

イ 当審査会は、本件申立文書の存否を確認するため、平成 17 年 6 月 17 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申立人が言うところの「事実上の管理引継ぎ」とは、道路法に基づく管理引継ぎ以前の実態上の管理引継ぎであると判断し、霧が丘長津田線についてはそのような状態の期間はなかったため文書は存在しないと判断した。平成 14 年 10 月 16 日の管理引継ぎは、平成 14 年 10 月 15 日に道路認定及び区域決定を行った後であるため道路法に基づく管理の引継ぎであると考えている。

(イ) 事務取扱要綱第 11 条は、道路法上の道路となっていない事業道路の管理引継ぎについて規定したものであるため、道路認定及び区域決定後の管理引継ぎである本件管理引継ぎには適用しない。

(ウ) 公団とは頻繁に当該道路の工事の調整を行っていたため、霧が丘長津田線が平成 13 年 6 月 13 日に開通することは事前に認識していたが、公団から改めて当該道路の開通を通知する文書をもらっていない。

ウ 当審査会は、実施機関の説明を踏まえ、以下のように判断した。

(ア) 文書 1 の不存在について

実施機関は、平成 14 年 10 月 16 日の管理引継ぎは道路法に基づくものであり、申立人の言う「事実上の管理引継ぎ」とは異なるため文書 1 は存在しないとしている。しかし、異議申立書の記載から申立人の求めているものは、平成 14 年 10 月 16 日の管理引継ぎ時の文書であることが明らかである。実施機関が主張する道路法に基づく管理引継ぎの法的解釈はともかく、実施機関は、請求時に請求者の請求趣旨を正確に把握するよう努め、それに沿って対象行政文書を特定すべきであったと考える。

当審査会が平成 14 年 10 月 16 日の管理引継ぎの際に取得又は作成した文書の存否について実施機関に調査させたところ、確認書第 3 条第 2 項に規定する道路台帳平面図、照明灯台帳、案内標識台帳等を公団から取得し、保有していることが判明した。当審査会としては、少なくともこれら文書は、本件請求の対象行政文書に該当するものであると判断した。

したがって、実施機関は、請求対象を平成 14 年 10 月 16 日の管理引継ぎの際に取得又は作成された文書ととらえ直し、対象行政文書を特定した上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(イ) 文書 2 の不存在について

実施機関及び申立人の双方とも、文書 2 は霧が丘長津田線の平成 13 年 6 月 13 日の開通に伴って作成された文書であるという認識では一致しているが、実施機関は、公団から開通に係る通知文書を取得していないため文書 2 は存在しないとしている。しかし、調査の結果、当審査会は、横浜市が平成 13 年 6 月 13 日に霧が丘長津田線が開通することを平成 13 年 5 月 17 日に記者発表していること及び記者発表に係る文書が存在していることを確認した。このように、開通に伴って作成された文書は存在していることが認められ、よって公団からの開通に係る通知文書を取得していないことのみをもって文書 2 が存在しないとした実施機関の判断は妥当ではないと言わざるを得ない。

当審査会が平成 13 年 6 月 13 日の開通の際に取得又は作成した文書の存否について実施機関に調査させたところ、記者発表資料のほかに記者発表を行うにあたっての起案文書が道路局に保管され存在していることが判明した。当審査会としては、少なくとも記者発表資料及び当該起案文書は、本件請求の対象行政文書に該当するものであると判断した。

したがって、実施機関は、対象行政文書を特定した上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定した上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年4月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年4月18日 (第10回第一部会) 平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・諮問の報告
平成15年9月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年4月7日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月15日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年6月1日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年6月3日 (第3回第三部会)	・審議
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年7月1日 (第5回第三部会)	・審議
平成17年7月15日 (第6回第三部会)	・審議